

## 令和3年度 特定計量器「はかり」の定期検査について

計量法第19条の規定により、次の日程のとおり特定計量器「はかり」の定期検査を実施します。

「はかり」を取引（商売）又は証明（学校の体重計等）に使用している方は、2年に1度「はかり」が正確かどうか、この検査を受検しなければなりません。

- ①「はかり」を使って品物を販売するお店を新規に始められた方は、御坊市商工振興課まで連絡し、この検査を受検してください。
- ②以前検査を受検しているが、現在「はかり」を使用して取引又は証明をしていない方は、受検する義務がありませんので、御坊市商工振興課までご連絡ください。
- ③平成31年4月以降に製造された「はかり」で、検定証印等に付された年月の翌月1日から起算して1年を経過していない「はかり」については、今回の検査は免除になりますので、御坊市商工振興課までご連絡ください。
- ④包装値付機付はかりについては、重量があり検査会場へ持ち込むことが困難ですので、事前に申込みいただければ、所在場所検査を行います。ただし、それ以外の「はかり」がある場合は、これらの「はかり」は最寄りの検査会場へ持参し、検査を受検してください。  
持参できない場合は、代検査制度（計量法第25条・定期検査に代わる計量士による検査）をご活用ください。

### 1. 検査日時

実施日	実施場所	実施時間
6月16日（水）	JA紀州がいなポート	10:30 ~ 12:00
	塩屋公民館	13:30 ~ 14:30
	JA紀州野口事業所	15:00 ~ 16:00
6月17日（木）	藤田会館	10:30 ~ 12:00
	財部会館	13:30 ~ 16:00
6月18日（金）	御坊市立体育館	10:30 ~ 12:00
		13:30 ~ 16:00

### 2. この検査に合格すると、下記の合格シールを【はかり】に貼付します。



合格シール

検定証印



基準適合証印



この証印のあるはかりが検査対象です

### 3. 定期検査手数料は1台につき下表のとおりです。検査当日にご持参ください。

【はかり】の種類	手数料	
(1) 検出部が電気式又は光電式のもの (デジタル表示のもの)	量れる重さが100kg以下のもの	1,400円
	量れる重さが250kg以下のもの	1,800円
	量れる重さが500kg以下のもの	2,200円
(2) 直線目盛りのみのもの又は棒はかり		250円
(3) 上記以外の機械式のはかりのもの	量れる重さが100kg以下のもの	500円
	量れる重さが250kg以下のもの	900円
	量れる重さが500kg以下のもの	1,500円
(4) 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個当たり	10円

◇問い合わせ先 和歌山県 商工観光労働総務課 計量指導班 ☎073-441-2713  
御坊市役所 商工振興課 ☎0738-23-5531